

社会福祉法人真誠樹会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人真誠樹会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。

- | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|
| (1) 理事 | 報酬（賞与、退職慰労金を含む） | ※別表2、3-(1)参照 |
| (2) 監事、嘱託職員兼任理事 | 報酬 | ※別表3-(2)(3)参照 |
| (3) 評議員 | 報酬 | ※別表1参照 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員の報酬は、定款第8条により無報酬とする。

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間600万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間150万円以内とする。
- 4 この法人の理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。
- 5 各々の理事の報酬月額は、評議員会の承認を得て決めるものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、定款第8条、第21条に基づき、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日の翌月末までに遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。
- 3 評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

- 第6条 役員の報酬等及び費用(旅費を除く)は、月末締め、翌25日に支払うものとする。
なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。
- 2 役員及び評議員の報酬等及び旅費は、必要の都度支払う。

(支給の形態)

- 第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

- この規程は、2019年7月24日から施行する。
この規程は、一部改訂し2021年4月1日より施行する。
この規程は、一部改訂し2021年7月1日より施行する。
この規程は、一部改訂し2022年4月1日より施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	0 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	0 円

別表2（理事の報酬等）

(1) 月額報酬

役職名	月 額
理事長	140,000 円
理事	0 円

(2) 賞与

7月の賞与	報酬月額×0 か月分
12月の賞与	報酬月額×0 か月分

(3) 退職慰労金

最終報酬月額×在任年数×0%（係数）

別表3（役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席（理事長除く）	11,200 円
上記の他法人・施設業務のための出勤（理事長除く）	7,000 円

(2) 監事

	月 額
監事	20,000 円

※監事監査等への出席、理事会・評議員会等会議への出席、
上記の他、法人・施設業務のための出勤含む

(3) 嘱託職員兼任理事

	月 額
嘱託職員兼任理事	20,000 円

※理事会等会議への出席、上記の他、法人・施設業務のための出勤含む